

大網白里市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保並びに地域の防災力の向上及び地域の活性化を図るため、事業所等の協力を得て、消防団員等及び同伴者に対して優遇措置を行う応援の店の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員 大網白里市の消防団員をいう。
- (2) 事業所等 大網白里市内の事業所、営業所及び店舗をいう。
- (3) 消防団員等 消防団員及び当該消防団員と同居する家族をいう。
- (4) 同伴者 消防団員以外の者であって、消防団員に伴って応援の店を利用するものをいう。
- (5) 優遇措置 商品等の代金の割引その他の優遇的サービスをいう。
- (6) 応援の店 消防団を応援するため、消防団員等及び同伴者に対して優遇措置を行う事業所等として市長が認定したものをいう。

(応援の店の役割)

第3条 応援の店は、自らの責任において、消防団員等及び同伴者に対し、優遇措置を行うものとする。

(申請)

第4条 応援の店として認定を受けようとする事業所等は、大網白里市消防団応援の店認定申請書（別記第1号様式）により市長に申請するものとする。

(認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請をした事業所等を応援の店として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業所等は、応援の店として認定しない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある事業を行う事業所等
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある事業を行う事業所等

- (3) 政治的活動又は宗教的活動を行う事業所等
- (4) 大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与する事業所等
- (5) その他市長が認定しないことが適当と認める事業所等
（表示証の交付等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により応援の店の認定を行ったときは、大網白里市消防団応援の店表示証（別記第2号様式。以下「表示証」という。）を応援の店に交付するものとする。

2 応援の店は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

3 応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う映像その他の広告に応援の店である旨を表示することができる。
（表示証交付台帳の備付け）

第7条 市長は、大網白里市消防団応援の店表示証交付台帳（別記第3号様式）を備え、表示証の適切な管理をしなければならない。
（認定の変更及び廃止等）

第8条 応援の店は、認定を受けた事項について変更し、又は認定を廃止しようとするときは、大網白里市消防団応援の店認定変更・廃止届出書（別記第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 応援の店は、前項の規定により認定の廃止の届出をしたときは、速やかに表示証を市長に返納しなければならない。
（認定の取消し）

第9条 市長は、応援の店が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる事業所等に該当することとなったとき。
- (2) 前条第1項の規定による認定の廃止の届出があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により応援の店の認定を受けたとき。
- (4) その他応援の店として適当でないとき市長が認めるとき。

(応援カードの交付等)

第10条 市長は、消防団員に大網白里市消防団応援カード(別記第5号様式。以下「応援カード」という。)を交付するものとする。

2 消防団員は、応援カードを紛失又は破損し、再交付を受けようとするときは、大網白里市消防団応援カード再交付申請書(別記第6号様式)により、市長に申請するものとする。

(遵守事項等)

第11条 消防団員は、交付を受けた応援カードを同居する家族以外の者に貸与又は譲渡してはならない。

2 消防団員等は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 応援カードを提示すること。

(2) 応援の店から求めがあったときは、身分が確認できるものを提示すること。

(3) 認定を受けた優遇措置以外の優遇措置を強要しないこと。

3 市長は、消防団員等が前2項の規定に違反したときは、応援カードの返納を指示することができる。

4 応援カードの不正使用(消防団を退団した場合又は前項の規定により市長から応援カードの返納の指示があった場合において、引き続き応援カードを所持し、使用すること若しくは応援カードの貸与又は譲渡を受けた同居する家族以外の者が応援カードを使用することをいう。)により応援の店に損害を与えたときは、当該応援カードの交付を受けた消防団員(消防団を退団した後の応援カードの使用にあつては、消防団員であった者)が賠償の責任を負うものとする。

(応援カードの返納)

第12条 消防団員は、消防団を退団したとき又は前条第3項の規定により市長から応援カードの返納の指示があったときは、速やかに応援カードを市長に返納しなければならない。

(応援の店の公表)

第13条 市長は、応援の店の名称、所在地、優遇措置の内容その他の認定に

関する事項を、市ホームページ等により公表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 市長及び事業者等は、この要綱の施行の前においても、この要綱の規定の例により、応援の店の実施に必要な準備行為をすることができる。